

★ News 『年金制度改革』 → 「年収の壁」106万円撤廃

10月1日から

昨年成立した『年金制度改革法』の社会保険の加入対象の拡大で、短時間労働者の賃金要件とされていた給与月額8.8万円以上(年収換算約106万円以上)が10月から撤廃されることになりました。

【短時間労働者の社会保険加入要件】

賃金要件	(改正前)給与月額8.8万円以上 → この賃金要件は、2026年10月1日撤廃
企業規模要件	厚生年金の被保険者数51人以上の事業所 → 2027年～段階的に引下げ・2035年撤廃
労働時間要件	週20時間以上勤務・2カ月超雇用・学生でない(全てに該当) ↔ 変更なし

★ News 令和8年『基準地価』、5年連続で上昇



国土交通省は9月15日、土地取引の価格の指標となる令和8年の基準地価(都道府県地価調査・令和8年7月1日時点)を公表しました。

全国20,828の調査地点の49.9%で上昇、下落は34.4%。全国の全用途の前年比上昇率は平均1.5%で、5年連続で上昇しました。全用途の前年比上昇率は、東京圏5.4%、大阪圏3.6%、名古屋圏1.9%、地方圏0.4%となっています。

名古屋圏では、住宅地・商業地ともに基準地価は上昇しましたが、上昇幅は前年より縮小。地方都市でも上昇率は縮小し、建築費の高騰による商業地の再開発の中止や遅延、住宅の買い控えや郊外への選択など、変化が指摘されています。

なお、公的機関の地価調査には、国税庁による「路線価」、国土交通省による「公示地価」がありますが、この「基準地価」は、都道府県が不動産鑑定士の評価を基に調査し国土交通省が集約した7月1日時点の全国の土地価格で、公示地価の情報を補完し土地取引の際の目安となります。

【参考】地価の指標

	調査機関	調査時点	公表	目的・内容
路線価	国税庁	1月1日	7月	土地の相続税や贈与税の算定基準となる。
公示地価	国土交通省	1月1日	3月	路線価の目安・固定資産税の評価基準。土地取引価格の指標
基準地価	都道府県	7月1日	9月	公示地価の情報を補完し、土地取引・地価の適正化を図る。

★ News 令和8年分『年末調整』に向けて → ※ 詳細は来月号に

今年の年末調整は、令和8年度税制改正により次のような改正が行われているため、注意が必要です。

- ・ 所得税の「基礎控除」の引上げ ・ 「給与所得控除の最低保障額」の引上げ
 - ・ 扶養親族等の所得要件の改正 ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例
- これらの改正は令和8年12月1日に施行され、原則として、令和8年分以後の所得税について適用されます。

【令和8年の給与等の源泉徴収事務の留意点】

- ・ 令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。
- ・ 12月の年末調整の際に『令和8年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表』で1年間の税額を計算し、改正前の『源泉徴収税額表』で計算した源泉徴収税額との精算を行います。
- ・ 扶養親族等の所得要件の改正により、新たに扶養親族の要件を満たすこととなった親族については、扶養控除等の適用を受けるため「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出が必要です。

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

